

# 平成27年度 教育行政執行方針

～学校教育・社会教育の推進を目指して～



教育長 盛川 哲

いま、社会は少子高齢化、環境・エネルギー問題、ICT社会の発達、価値観の多様化など変化の激しい中において、困難に立ち向かい、新しい未来を積極的に切り拓く子どもたちに「生きる力」を育成するためには、一人ひとりに確かな学力、豊かな心、健康やかな体を育む質の高い教育活動が求められております。

未来を担う子どもたちの健全な育成や自らの夢や希望の実現のためには、子どもたちに基礎・基本をしっかりと身に付けさせ、いかに社会が変化しようとも自ら主体的に判断し、行動ができるよう学校、家庭、地域、行政がそれぞれの教育力を十分に発揮し、「いきいきと学ぶことができる学校教育」の推進に努めて参ります。

一方、いじめの問題については、「いじめは絶対許されない」という確固たる認識と毅然とした態度で取り組み、特に命の大切さと人を思いやる教育の充実を図ってまいります。

また、子どもの家庭での時間の過ごし方や家庭学習、生活習慣の確立が重要なことから、引き続き家庭への啓発と連携をさらに強めて参ります。

集団での生活や望ましい生活習慣の体験とともに、学習習慣を身に付けさせるための通学合宿については、内容を充実させて継続してまいります。なお、土曜学習のあり方については、解決すべき課題がありますが、学校や関係機関と連携を図りながら、試行に向けて協議を進めてまいります。

奨学資金制度については、一時金貸付制度を創設するなど子どもたちの進学意欲に 대응べく、福島町奨学資金条例を改正いたしましたので、利用の拡大に努めてまいります。

生涯学習分野におきましては、昨年度策定した「第6次福島町社会教育中期計画」を指針として、小中学校をはじめとする各教育機関や関係諸団体と連携を図りながら生涯学習機会の確保に努めると

もに、子どもから高齢者までの各層における諸課題に対応できるように取り組みを進めてまいります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正による教育委員会制度改革に係る関係事務につきましては、町長部局と調整のうえ取り進めてまいります。

## ■学校教育等の推進について

### ① 学校の安全対策等

## 学

校は、児童生徒が一日の大半を過ごす学習活動の場であることから、防犯体制の充実に努め、児童生徒の安全を確保するとともに災害発生時に的確に行動できるように避難訓練や自ら危険を回避できる力を育てるために、家庭、地域や関係機関と連携し防災教育の一層の推進を図ってまいります。

また、交通安全教育や通学路の安全確保につきましては警察や各道路管理者と連携してまいります。

各学校の施設・設備面においては、緊急性、安全性を勘

案しながら、安心して学ぶことができる環境整備を進めてまいります。

### ② 学力向上対策

## 生

きる力を育成するためには、基礎的・基本的な知識や技術の習得とその活用により、思考力、判断力、表現力等の伸長を図る必要があります。

各学校の学力向上に向けた取り組みを積極的に進めるため、全国学力・学習状況調査や各種標準学力検査の結果に基づき、児童生徒の学習課題を把握し、引き続きチームティーチングによる授業や習熟度別少人数指導等を実施してまいります。

また、一人ひとりが学習に意欲を持って取り組めるよう北海道教育委員会が作成するチャレンジテストや放課後学習、長期休業中における学習サポート等を行い、きめ細かな学習指導に取り組んで参ります。

国際理解教育につきましては、外国語指導助手（ALT）の複数配置により、小中学校における外国語活動でのコ